

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2	説明		
1	教育部総務課	保育所等整備交付金	私立保育所等	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	私立保育所等の定員増による待機児童の解消及び保育環境の改善を図る。	私立保育所等が行う施設整備事業及び防音壁整備事業に関し、国が定めるところにより、経費の一部を補助する。	41,860	750,598	63,108	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	18,925
2	教育部総務課	私学振興補助金	学校法人藤井学園	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内私学の教育目標の達成に寄与する	図書や施設整備等の助成	230	230	230	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	230
3	教育部総務課	私学振興補助金	学校法人倉田学園	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内私学の教育目標の達成に寄与する	図書や施設整備等の助成	230	230	230	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	230
4	教育部総務課	勤労青年教育振興補助金	香川県立丸亀高等学校定時制課程	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	勤労青年教育の振興を図る	図書や施設整備等の助成及び各種事業参加支援	60	60	60	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	60
5	教育部総務課	勤労青年教育振興補助金	香川県立丸亀高等学校通信制課程	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	勤労青年教育の振興を図る	図書や施設整備等の助成及び各種事業参加支援	60	60	60	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	60
6	学校教育課	丸亀市立学校長会運営事業補助金	丸亀市立学校長会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市立学校長会の運営を補助し、小学校部会研究、中学校部会研究などを行うことで円滑な学校経営を実現し、市教育行政の充実を図る。	会費@4,000円×23人と市補助金を合わせて運営。小・中学校部会研究費、消耗品費、国際交流協会会費に使用。	78	78	78	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	78
7	学校教育課	丸亀市立小中学校教頭会運営事業補助金	丸亀市立小中学校教頭会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市立小中学校教頭会の運営を補助し、月例の研修会や西部教育事務所管内の研修会を行うことで円滑な学校経営を実現し、市教育行政の充実を図る。	会費@500円×30人と市補助金を合わせて運営。研究会会場費、研修謝礼、消耗品費、通信運搬費に使用。	103	72	72	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	72
8	学校教育課	丸亀市学校保健会運営事業補助金	丸亀市学校保健会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	学校保健会の運営を補助することにより、学校保健活動の振興と幼小中の児童生徒及び教職員の健康な学校生活及び学校教育活動の円滑な推進に寄与する。	総会・講演会費、幼小中学校各部会研究助成費、消耗品費に使用。	160	160	160	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	160
9	学校教育課	丸亀市学校体育会補助金	丸亀市学校体育会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	学校体育会の運営を補助し、児童の体力の増進や競技力の向上を図る。	選手輸送費、施設使用料、消耗品費に使用。	299	299	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	299

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2	説明		
10	学校教育課	各種競技大会生徒派遣補助金	丸亀市立中学校長会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	文化及び体育の分野で学校を代表して四国大会以上の規模のものに参加する生徒に交通費、宿泊費、器具等搬送費を補助することにより、感性と技術力および競技力の向上を図る。	丸亀市立学校児童生徒各種大会補助要綱 交通費(最小限度額)、宿泊費(要保護・準要保護生徒に実費)、器具等搬送費(実費)を補助。	6,182	3,880	993	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,000
11	学校教育課	丸亀市中学校運動部競技力向上対策事業補助金	丸亀市中学校体育連盟	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	スポーツ教室や対外練習試合を行うことにより、中学校の競技力向上と指導者の養成を図る。	スポーツ教室開催費、対外練習試合等派遣補助費、市内リーグ戦開催費、指導者養成費に使用。	1,000	1,000	263	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000
12	学校教育課	丸亀市PTA連絡協議会育成補助金	丸亀市PTA連絡協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H17	活力あるPTA活動を通して子どもの周囲の大人の資質が向上し、また、家庭・学校・地域で連携することにより、安全安心な地域社会、子どもたちを安心して育てることができるまちを作る一助となる。	団体の予算に基づき、欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算。	1,856	2,000	2,500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,500
13	学校教育課	入学金貸付金利子補給金	貸付対象者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	高等学校等及び大学等に入学を希望する者で、経済的理由により入学金の支弁が困難な者に対し、入学金の貸付けを行うことにより、教育の機会均等を図る。	丸亀市入学金貸付条例に基づき貸し付けた入学金に対して発生する利子を補給する。(貸付額は高等学校等・1人につき17万円以内、大学等・1人につき35万円以内)	17	17	12	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	100
14	学校教育課(少年育成センター)	丸亀市青少年健全育成推進協議会活動運営	丸亀市青少年健全育成推進協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	青少年の健全育成のためのあらゆる活動を推進し、これを市民運動へと発展させる。	健全育成に関する啓発活動用品およびチラシの作成。各コミュニティへの健全育成活動への助成。	251	279	342	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	350
15	幼保運営課	保護者会連合会研修補助金	丸亀市保育所保護者会連合会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の公立・私立保育所保護者会が一致協力し、相互の連携を密に図ることにより、幼児の福祉増進に努めることを目的とする。	68,000円上限	68	68	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	68
16	幼保運営課	私立保育園運営補助金	市内私立認可保育園、こども園、小規模保育所	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	保育所の入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。	毎月の入所児童数×(3歳未満児110円、3歳以上児100円)×25日を四半期ごとに補助	45,419	45,189	47,759	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	48,871
17	幼保運営課	私立保育園運営補助金(障がい児保育加配保育士補助)	市内私立認可保育園・こども園(該当園)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H24	障がい児保育の推進を図るため、加配保育士を配置する私立保育園に補助金を交付するもの	市の認めた障がい児加配保育士の実勤務日数×市が定める一日単価を補助基準額とする。	50,816	55,033	53,410	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	78,608

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2		説明	
18	幼保運営課	私立保育園施設整備事業利子補給金	私立認可保育園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	私立認可保育園の円滑な運営のため。	私立認可保育園の施設整備費償還費に対し、利子補給を行う。	46	38	29	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	21
19	幼保運営課	ももちゃんくらぶ補助金	子育てボランティア ももちゃんくらぶ	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	未来を担う子供達を育てる大切さと、子育ての楽しさを地域の中で伝え、少子化の抑止となる活動を行うことを目的とする。	保育所・地域子育て支援センター・東小川児童センターなど公共施設での子育てボランティアや行事での託児など。	40	40	40	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	40
20	幼保運営課	私学振興補助金	丸亀市私立幼稚園PTA連合会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	聖母幼稚園と虎岳幼稚園で教職員と保護者の連携や園児とのふれあい活動を行い、幼児教育の充実を図る。	私立幼稚園の教職員と保護者の連携による、よりよい保育環境の整備、幼児教育の充実を図る。	3,250	3,280	3,250	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,280
21	幼保運営課		学校法人 聖母学園・丸亀聖母幼稚園	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	教育機材の購入による教育活動の充実を図る。	教育基本法、学校教育法、各園の理念に合った幼児教育を行う。				(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	
22	幼保運営課		学校法人 丸亀城南虎岳幼稚園	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	備品の購入による設備の充実を図る。	学校教育法に基づく就学前児童の教育を行う。				(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	
23	幼保運営課	保育体制強化事業費補助金	私立保育所、こども園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H29	保育士の負担を軽減し、離職防止を図る。	私立保育所等が保育士資格を持たない保育支援者を雇用するために必要な経費の一部を補助する。	3,397	4,320	3,300	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	19,140
24	幼保運営課	保育対策総合支援事業費補助金(ICT化推進事業、事故防止推進事業)	私立保育所、こども園、小規模保育所	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	(ICT)H28(事故防止)R2	保育士の負担を軽減し、離職防止を図るとともに、安全安心な保育環境の確保を支援する。	私立保育所等における保育業務のICT化、及び子どもの午睡中における事故防止のための機器の導入に必要な経費の一部を補助する。	-	-	1,308	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0
25	幼保運営課	私立保育園等保育士処遇改善事業費補助金	私立保育所、こども園、小規模保育所	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H30	保育士の処遇改善を図り、保育士の確保及び離職防止を図る。	賃金上乘せを行う私立保育所等に対し、保育士一人当たり3,000円を補助する。	10,173	10,440	13,089	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	12,240

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2	説明		
26	幼保運営課	就職準備費補助金	丸亀市福祉事業団	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R1	保育士の確保を図る。	指定保育士養成施設に在学する学生のうち、市内の保育所等に保育士として勤務する意志のあるものに対し、福祉事業団が就職準備金を貸し付ける経費につき補助する。R2年度から、潜在保育士も貸付対象者に追加する。	-	300	600	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,000
27	幼保運営課	保育士修学費補助金	丸亀市福祉事業団	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R1	保育士の確保を図る。	指定保育士養成施設に在学する学生のうち、市内の保育所等に保育士として勤務する意志のあるものに対し、福祉事業団が修学資金を貸し付ける経費につき補助する。	-	1,170	1,680	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,120
28	幼保運営課	こども劇場運営補助金	香川短期大学	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	現在、市ではこども劇場に対し後援をしているが、先般、市と保育士確保のための協定を締結したことにより、香川短期大学の事業に対する助成を行い、保育士確保につなげる。	香川短期大学の保育士を目指す学生が保育所等の園児を招待して行う「こども劇場」を運営するために必要となる経費に対し、補助を行う。	-	50	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	50
29	幼保運営課	補足給付費補助金(私立給食費)	私立保育所、こども園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R1	消費税増税による子育て世帯の負担を軽減し、少子化対策を図る。	3歳児から5歳児に係る全ての主食費のほか、国制度で給食費が無償化とならない子どもの副食費について補助を行う。	-	24,276	54,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	66,315
30	幼保運営課	補足給付費補助金(私立給食費)	私立幼稚園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R1	消費税増税による子育て世帯の負担を軽減し、少子化対策を図る。	3歳児から5歳児に係る全ての主食費のほか、国制度で給食費が無償化とならない子どもの副食費について補助を行う。	-	8,251	22,253	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	28,566
31	学校給食センター	学校給食会補助金	丸亀市学校給食会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	学校給食法の趣旨に基づき、学校給食の充実発展と円滑な運営に協力し、もって学校教育の振興に寄与することを目的とする。	学校給食物資の調達及び学校給食実施園・校への給食費の請求等の事業を実施する学校給食会の運営に関する経費、主に給食会職員の人件費である。	10,811	10,852	11,620	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
32	文化財保存活用課	まち並保存事業費(公共事業)笠島伝統的建造物群保存修理事業補助金	伝建地区内の家屋等の所有者で、修理修景を行おうとするもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、国庫補助をうけて復元・修理等を行うものに対し交付するもの。建造物の主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等	6,206	3,903	14,829	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	7,216

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2	説明		
33	文化財保存活用課	まち並保存事業費(単独事業)修理修景事業監理費補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行うもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費や設計管理費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、修理・修景等を行うもののうち国庫補助の対象にならない事業に対し交付するもの。建物の主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等	2,033	1,344	1,989	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	3,100
34	文化財保存活用課	まち並保存事業費(単独事業)修理修景工事費補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行うもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費や設計管理費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、修理・修景等を行うもののうち国庫補助の対象にならない事業に対し交付するもの。建物の主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等	2,033	1,344	1,989	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	
35	文化財保存活用課	まち並保存事業費(単独事業)修理修景事業設計費補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行うもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費や設計管理費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、修理・修景等を行うもののうち国庫補助の対象にならない事業に対し交付するもの。建物の主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等	2,033	1,344	1,989	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	
36	文化財保存活用課	文化財保護協会補助金	丸亀市文化財保護協会	イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	文化財の保存、保護、活用に対する市民意識の高揚を図ることを目的として活動している丸亀市文化財保護協会の活動を支援し、市民の文化財保護に対する意識の一層の高揚を期待するもの。	文化財の保護と周知を目的とする事業に係る経費、会員の支援及び育成並びに会員相互の協調及び連携を保つことを目的とする事業に係る経費に對し交付	400	400	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
37	文化財保存活用課	坂本念仏踊保存会補助金	飯山町坂本念仏踊保存会	イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	県指定無形民俗文化財の保存・継承活動として展開されている、公開事業、後継者育成事業を支援し、適切な保存・継承を図るため。	県指定無形民俗文化財の保存・継承活動に対し、適切な保存・継承を推進に係る経費に對し交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	180	280	180	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	180
38	文化財保存活用課	岡田おどり保存会補助金	岡田おどり保存会	イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市指定無形民俗文化財の適正な保存管理と活用を図るため。	市指定無形民俗文化財の適正な保存管理と活用、後継者育成等の事業の推進を図るための経費に對し交付。	51	51	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	51
39	文化財保存活用課	公益財団法人中津万象園保勝会補助金	公益財団法人中津万象園保勝会	イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H20	丸亀藩の別荘として築造された大名庭園である市指定文化財中津万象園の保存及び中津万象園・丸亀美術館の公開や当該施設を活用した文化・芸術に関する事業を行うことで、市民をはじめ県内外の多くの方々に丸亀市の歴史や文化について理解を深めていただくとともに、丸亀市の文化や観光の振興に寄与することができる。	公益財団法人中津万象園保勝会の丸亀市市指定文化財中津万象園の保存・庭園管理等に関する事業の推進に係る経費に對する補助金の交付。	5,000	5,000	5,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,000

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2	説明		
40	文化財保存活用課	市指定文化財保存修理事業補助金	市指定文化財所有者	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	市指定文化財を永く適切に保存していくために、文化財の修理や防災設備等の整備に要する費用を補助するものである。現状では緊急に修理や整備が必要であるものに対し補助金を交付し整備を進めている。	市指定文化財の中で緊急に修理や整備が必要であるもの、また重要性の高いものに対し補助金を交付。丸亀市指定文化財保存対策事業費補助金交付要綱に基づき交付。 市指定有形文化財建造物 補助率10分の7以内 予算の範囲内において交付。	156	0	0	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	840
41	文化財保存活用課	市指定文化財防災・防犯施設等整備事業補助金	市指定文化財所有者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	市指定文化財を永く適切に保存していくために、防災設備等の整備に要する費用を補助するものである。現状では緊急に整備が必要であるものに対し補助金を交付し整備を進めている。	市指定文化財の中で緊急に整備が必要であるもの、また重要性の高いものに対し補助金を交付。丸亀市指定文化財保存対策事業費補助金交付要綱に基づき交付。 市指定有形文化財建造物 補助率10分の5以内 予算の範囲内において交付。	0	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
42	文化財保存活用課	全国城跡等石垣調査整備研究会開催補助金	全国城跡等石垣調査整備研究会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	R2	史跡等の石垣修理に関わる技能者、技術者、行政担当者が一堂に会して石垣の保存活用に係わる情報・課題を共有する全国城跡等石垣調査整備研究会を丸亀城石垣崩落を受け復旧事業を進めている丸亀市で開催する。円滑な開催運営を行い、大会を有意義なものにするため、実行委員会を組織し、その費用を補助する。	開催経費のうち、参加者の資料代として見込まれる収入を除き、予算の範囲内において交付。	0	0	1,042	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,450